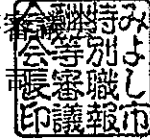


令和6(2024)年1月19日

みよし市長 小山 祐 様

みよし市特別職報酬等審議会  
会長 伊藤 久



みよし市特別職の報酬等の額について (答申)

令和5(2023)年10月23日付けで諮問のありました、みよし市特別職の報酬等の額について、厳正かつ慎重に審議を重ねた結果、次の結論に達したので答申します。

記

1 審議会の結論

(1) 市長、副市長及び教育長並びに議会の議員 (以下「特別職」という。) の報酬等の額について、市長、副市長及び教育長の給料月額については据置きとし、議長、副議長、常任委員長、特別委員長及び議員の報酬月額については次のとおり引き上げることが適当です。

区 分	現行の月額	改定後の月額
市長	923,000 円	923,000 円 (据置き)
副市長	761,000 円	761,000 円 (据置き)
教育長	691,000 円	691,000 円 (据置き)
議長	496,000 円	502,000 円 (6,000 円増額)
副議長	425,000 円	430,000 円 (5,000 円増額)
常任委員長	397,000 円	402,000 円 (5,000 円増額)
特別委員長	397,000 円	402,000 円 (5,000 円増額)
議員	385,000 円	390,000 円 (5,000 円増額)

(2) 改定実施時期は、令和6(2024)年4月1日が適当です。

2 審議の経過

本審議会は、令和5(2023)年10月23日に貴職から、「本市の特別職の報酬等の額について」及び「改定の必要性を認める場合には、その額及び実施時期について」意見を求められました。

そこで、本審議会においては、

- (1) 委員は、公正中立の立場から、市民の代弁者として広い視野に立ち、自由な意見により諮問内容を検討する。
- (2) 審議に幅広く市民の意見が反映され、市民の理解が得られる答申となるよう留意する。
- (3) 人事院勧告に準じた一般職の給与改定の状況を参考にする（情勢適応の原則）。
- (4) 人口規模や財政状況を勘案し、他市との報酬額等の均衡が保たれるよう考慮する（均衡の原則）。
- (5) それぞれの職における責任の度合いや職務の特殊性を考慮する。

以上のことを基本的立場として、令和5(2023)年10月23日及び11月27日の計2回にわたり検討を行いました。

なお、検討に当たっては、特別職の職務内容と職責、人事院勧告の経緯と内容、これまでの本市の特別職報酬額等の改定状況、県内市の人口規模、財政規模、議員定数及び特別職の報酬等の額の状況、近年における消費者物価上昇率、議会の活動状況、政務活動費の状況、議員報酬総額の住民一人当たりの額等の各種資料を参考にしました。

### 3 結論に至った理由

市長、副市長及び教育長の給料額について、諸手当を含む給料等の支給総額は、県内他市、さらには人口や産業構造によって分類された県内の類似団体と比較検討したところ、人口規模、財政規模等総合的に判断して、他市との均衡が保たれていることから、現行の額を据え置くことが適当であるという結論に至りました。

次に、議長、副議長、常任委員長、特別委員長及び議員の報酬額について、若者を含めた幅広い人材を確保するためにも一定の増額改定が必要との意見を踏まえ、人事院勧告の平均改定率1.1%程度の引上げが適当であるという結論に至りました。

### 4 おわりに

本市においては、今後、社会保障関係経費の増加に加え、多様化する市民ニーズに対し、幅広く、迅速に対応することが求められており、行政運営は一層厳しさを増していくことが予想されます。

こうした状況の中で、議長、副議長、常任委員長、特別委員長及び議員の報酬額については引き上げる答申をいたしましたので、市民の負託に答えるべく、その果たすべき役割と責任を十分認識され、住民福祉の向上のために、なお一層、御活躍いただくことを願うものであります。